

環循適発第 1906281 号  
令和元年 6 月 28 日

各都道府県廃棄物処理担当部(局)長殿

環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課長

消費税率および地方消費税率の引上げに伴う一般廃棄物処理に係る手数料等の取扱いについて（通知）

一般廃棄物処理行政の推進については、かねてより種々御尽力、御協力いただいているところである。

消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）について、「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律等の一部を改正する法律（平成 28 年法律第 85 号。以下「一部改正法」という。）」が平成 28 年 11 月 28 日に公布され、消費税（地方消費税を含む。以下同じ。）の税率が従来の 8 %から、令和元年 10 月に 10%に引き上げられることとされている。

過去、平成 26 年度の消費税率の引上げ時には、一部の市町村等において、一般廃棄物の処理に関し徴収する手数料を定めている条例の改正手続きが遅れ、消費税率の引上げ後も、一般廃棄物処理業者が排出事業者から消費税増税分を含む処理費を受けることができない事例等があったことから、今回の消費税率の引上げに伴う一般廃棄物処理に係る手数料等の取扱いについて、下記事項に留意の上、貴管内市町村等に対し周知徹底されたい。

また、今回の消費税率の引上げに際し、消費税の円滑かつ適正な転嫁を確保する必要性に鑑み、「消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法（平成 25 年法律第 41 号）」が平成 25 年 6 月 12 日に公布され、平成 25 年 10 月 1 日から施行されているところであるが、一部改正法により、同特別措置法の期限が令和 3 年 3 月 31 日まで延長されていることから、改めて、その概要について、別添のとおり参考送付する。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。

## 記

1. 各市町村においては、一般廃棄物の収集及び運搬並びに処分に関し徴収する手数料等について、令和元年10月1日から消費税率の引上げがなされることを踏まえ、消費税の円滑かつ適正な転嫁が行われるよう適切に対応すること。  
市町村が市町村以外の者に委託して一般廃棄物の処理を行う場合における委託料については、法第6条の2第2項に基づく同法施行令(昭和46年政令第300号)第4条第5号に基づき、「委託料が受託業務を遂行するに足りる額であること」が必要であるから、消費税の増税分を委託料へ適切に反映することが不可欠である。  
廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)第7条第1項の規定による許可を受けた者及び同条第6項の規定による許可を受けた者においては、同条第12項の規定により、各市町村が条例で定める一般廃棄物の収集及び運搬並びに処分に関する手数料の額に相当する額を超える料金を受けてはならないため、消費税の円滑かつ適正な転嫁が行われるためには、各市町村において当該手数料を定める条例について所要の改正がなされることが不可欠である。
2. 税抜価格を基に支払総額を計算する際の1円未満の端数について、どのように処理(切上げ、四捨五入又は切捨て)を行うかについては、それぞれの事業者の判断に委ねられているところ、料金設定に際しては、採用している端数処理の方法を明示するなどの適切な対応を行うこと。
3. 今回の消費税率の引上げに当たっては、円滑かつ適正な転嫁について、住民及び事業者の十分な理解を得るよう努めること。

以上